

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年3月1日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700324号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第1700060号

第1 結論

請求期間について、請求者のA農業協同組合における厚生年金保険被保険者資格又は農林漁業団体職員共済組合員資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年7月29日から昭和55年7月1日まで

昭和54年から昭和55年頃、A農業協同組合の本社はB市にあり、工場がC市にありました。食品の卸として、商店等へ車での配達作業をしていました。

昭和54年*月妻が出産のため、会社を退職し、すぐに私の扶養となり、会社の健康保険に加入してもらいました。私は、厚生年金に加入していると思っておりましたので、妻は、任意で国民年金に加入しました。その後、妻は、昭和55年*月*日長女を出産し、長女も私の扶養となり、会社の健康保険に加入してもらいました。私が退職するまでの間、私をはじめ、妻と長女は健康保険証がない事で困った事はなかったと記憶しております。健康保険証は、紙のもので水色のような気がします。賞与も一度もらったと記憶しています。当時同僚の一人は、同会社に3~4年勤務分が年金台帳から欠落していたので、後に手続きをしたとお聞きしました。当時から現在もお勤めの同僚の方にお聞きすれば、確かだと思えます。

当時確かに正社員として勤務していましたが、年金台帳から欠落し、記録がない事に合点かないので、記録を訂正してください。

第3 判断の理由

A農業協同組合は、社員名簿により請求者は昭和54年7月30日から昭和55年6月30日まで勤務していたと回答しているところ、雇用保険被保険者記録では、請求者の同事業所における雇用保険の資格取得日は、昭和54年12月17日、離職日は昭和55年6月30日と記録されている上、同事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の請求者の資格取得年月日は昭和54年12月17日、資格喪失年月日は昭和55年7月1日と記録されている。

しかしながら、A農業協同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和34年1月1日の農林漁業団体職員共済組合法の施行に伴い、同事業所の厚生年金保険被保険者が同年同月2日付けで農林漁業団体職員共済組合に編入された旨の記載が確認できることから、同事業所は、請求期間当時、社会保険事務所(当時)に対しては、厚生年金保険に係る届出は行っておらず、健康保険に係る届出のみを行っていたことが推認できる。

また、請求者に係るA農業協同組合の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「進達不要」が表示されており、当該表示は、同事業所が健康保険のみの適用事業所であることを意味する。

したがって、請求期間当時、A農業協同組合の職員は、健康保険に関しては、健康保険法に

よる政府管掌健康保険（社会保険庁）、年金に関しては、農林漁業団体職員共済組合法が適用されることから、請求期間当時の厚生年金保険法第 12 条の規定により、厚生年金保険被保険者の適用除外となり厚生年金保険に加入することができない。

一方、請求者が A 農業協同組合において、仕事内容が同じであったとして名前を挙げた者及び同事業所において請求者が健康保険被保険者資格を取得した前後 1 年間に同資格を取得した者について、農林漁業団体職員共済組合員資格を取得した日を確認したところ、農林漁業団体職員共済組合員記録がない者が複数確認できることから、同事業所では、必ずしも全ての職員を農林漁業団体職員共済組合（年金）に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A 農業協同組合は、請求者の請求期間に係る農林漁業団体職員共済組合の加入状況、掛金の控除等について確認できる資料はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における農林漁業団体職員共済組合掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。また、請求者が農林漁業団体職員共済組合員として請求期間に係る農林漁業団体職員共済組合掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。